

建設業者の皆さんへ

北海道開発局

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の 手続の簡素化・迅速化の促進について

このことについて、以下の運用を行うこととしましたので、お知らせします。
なお、この措置の詳細については、各発注機関にお問い合わせください。

1 中間前金払に係る認定の簡素化等

- (1) 工事請負契約書第 3 5 条第 4 項に基づく中間前金払に係る認定の条件として、工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも 2 分の 1（国庫債務負担行為にあっては、年割額の 2 分の 1）以上であることを確認しているところですが、ここで進捗が金額面でも 2 分の 1 以上であることを認定するために必要な資料としては、工事請負契約書第 1 1 条及び共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 2 4 に基づく履行報告書をもって足りることとしました。

注： 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではありません。

- (2) 共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 1 4 に基づく工事内容の変更指示書により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができることとしました。

注 1： 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、請負者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので、契約書の変更に係る協議等に当たり留意してください。また、出来高の計算に当たっては、以下の式を適用することとなるので留意してください。

$$(\text{出来高}) = \frac{B + C}{A}$$

A： 中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B： 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C： 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分（共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 1 4 に基づく変更指示文書発出済のものに限ります。）

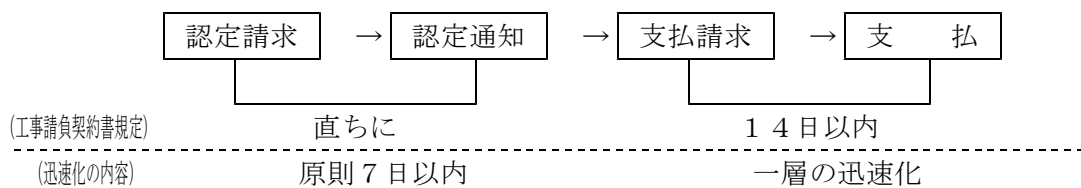
注 2： 履行報告書において契約済部分の出来高（上式の B / A にあたる数値）のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が 5 0 % に満たない

が、上式による出来高 $((B + C) / A)$ であれば50%以上となるときは、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにしてください。

(3) 工事請負契約書第35条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしています。受注者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととしました。また、工事請負契約書第35条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことを定めているところですが、手続の一層の迅速化に努めることとしました。

注1： 発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意してください。

注2： 中間前払金に係る認定の請求から支払までの時間に係る比較図を下に示します。



2 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができることとしました。

(2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができることとしました。

なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とします。

(3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片づけ等の実施を受注者に求めないこととしました。

なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではありません。

(4) 既済部分検査等においては、工事写真については、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないこととしました。

(5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、以下の資料については、準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができることとしました。

① 完成写真提出遅延の容認

既済部分検査においては、完成写真部分の提出は検査の当日ではなく、後日とすることができることとしました。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととします。

② コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができることとしました。

(6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないこととしました。

(7) 前4項の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととしました。

注： 以上の(1)～(7)の各項は、発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意してください。

官庁営繕部長
各地方建設局長 あて
北海道開発局長
沖縄総合事務局次長

会計課長

中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について

中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、昭和47年7月25日付け建設省会発第633号で通達された「公共工事の代価の中間前金払について」の記1の(2)の特例として、次の式により算定して得た額を既済部分払として行なうことができることとされたので、通知する。

なお、この既済部分払を行なうか否かについては、契約書第46条（編注 現行の工事請負契約書では第55条に当たる。）を適用し、請負者と協議の上決定するものとし、既済部分払を行なう場合にあつては、覚書又は協議書により行なうものであるので、念のため申し添える。

算定方式

$$\text{既済部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

おつて、この通知に基づく既済部分払を行なつたものについては、その工事件名、請負額、既済部分払金額及び繰越理由を記載した書面を本職あて送付せられたい。

各地方整備局等会計課長等あて

大臣官房会計課企画専門官（法規担当）

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」の
新型コロナウイルス感染症に係る運用の明確化について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等(以下「中間前金払等」という。)については、「公共工事の代価の中間前金払について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第633号）、「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第634号）及び「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）に基づき実施されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の一時中止等を実施する受注者に対して中間前金払等を実施することが予想されることから、下記の事項に留意し、適正な運用を図られたい。

記

1. 「その他正当な事由」について

中間前金払等を行うことができる工事については、「国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想されるもの」としているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事については、「その他正当な事由」があるものとして取り扱うこととして差し支えない。

2. 会計課長への書面の送付時期について

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」に基づく既済部分払を行ったものに係る書面については、おつて本職（会計課長）へ送付することとしているところであるが、この送付時期については、令和元年度終了後であっても差し支えない。